

障給付で年額 3,000 ドル以上を取得すると思われるが、70%以上は毎年少なくとも 2,000 ドルの所得を期待することができるであろう。貯蓄しようとする強い傾向を仮定すれば、1980年の老齢者は、今日における各種の資産合計よりかなり大きな資産を合せた財産を蓄積していると思われるが、しかし、かれらはほとんど家屋の資産を加えられるであろう。たとえば、老齢な夫婦者のうち僅かに 1 %が、20,000 ドルの評価資産をもっているとしても、しかしもし所有している家屋を含めるならば、老齢な夫婦者のうち 39 %が、この資産額をもつことになるであろう。私的年金の給付水準におけるある引上げは、退職者の所得を改善することができるが、しかし、より寛大な受給資格取得の規定から、ほとんど変化が生まれないであろう。シュミレーションでは、100 % の資格取得を仮定したために、年金の分配にはなんらの変化も発見されなかった。所得の適切性について各種の方法を用いるならば、全人口のうち他の残りの人びとについて予想された所得上昇を測定する場合に、老齢者の所得には、年金および資産

からほとんどもしくはなんらの改善も期待できないということを発見した。

pp. 26 tables; No. 62, '69.

* ニュー・ハムプシャー大学助教授

The Economic Status of the Retired Aged in 1980: *Simulation Projection, Research Report No. 24 Current Series*, Office of Research and Statistics, Social Security Administration, Washington, D. C., 1968, 72 + vi,

第 5 回ポーランド統一労働者党の 社会政策に対する決議

Henryk Borkowski (ポーランド)

本稿は、社会政策および今後数年間における社会政策の目標について、1968年11月11～16日の間に開催された第5回統一労働者党大会の議事録と決議の要約である。

大会の関心事は、まずイディオロギーと政治的教育の諸問題に集中され、今後数年間ににおける社会的および政治的発展にかんする諸問題についても、討議が行なわれた。大会が

開催される以前に、討議される論題は党組織内部に配布され、討議されたが、それらの論題には、有給休暇にかんする諸規定の統一や労働時間の削減が含まれていた。これらは今後数年間に取組まねばならない社会的および政治的諸問題として提出された。

W. Gomulka は、かれの報告の中で、現在筋肉労働者と非筋肉労働者に対する労働法

に規定されている差別は、時代錯誤であることを指摘した。基本的には、有給休暇 (holidays) や有給の疾病休暇 (leave) にかんする諸規定は、統合されるべきで、これは 1969~70年に実現できるはずである。新らしい規定は、雇用が10年未満の労働者達約 320 万人に対して、改善をもたらすことになるであろう。統合のもつ基本原則の実現には、たとえば、科学的作業に従事する労働者に対して行なうように、合理的かつ必要な除外を排除することなく、緊密な分析が要求されるであろう。疾病給付は雇用期間の長さに応じて等級をつけるべきで、この方式は、有給休暇の期間にも適用すべきである。労働時間は依然として 1 日 8 時間、週 46 時間であるが、約 130 万人の労働者達は、より短かい労働時間を享受している。危険なしかも骨の折れる雇用では、労働時間はすでに 1 日 6 時間制が採用され、多元記録の作業に従事する雇用では 7 時間制が用いられているが、これらの雇用には 1 日 4 交替制が使われてきた。今後 2 年間に 4 交替制は、継続的な作業が行なわれるすべての雇用に導入されるであろう。労働時間の

全般的な減少は、生産や開発の減退を招かないということを条件として、1971~75年に実現が企図されるであろう。

党の社会政策計画にかんするさらにより以上の説明は、I. Loga-Sowinsky によって示されたが、疾病給付について現在実施されている筋肉労働者と非筋肉労働者との差別を、今後とも継続するという理由は、なんら存在していないことを、かれは強調した。詳細な点は、必要な分析が行なわれた後においてのみ決定することができる。しかし、給付の支給率が雇用期間に依存して決定され、そのような方法により、所定の期間以後には、最高が純賃金の 90% にまで達するように、等級をつけられるということは確実である。雇用開始後の最初 3 年間と、発病後当初 3 日間における給付は、一般的な支給率以下となるべきである。

採択された決議は有給休暇の方式を統一しようということを定めており、その決議によれば、有給休暇は雇用 1 年以後で 14 労働日、

雇用 3 年で 17 日、雇用 6 年で 20 日、10 年以上で 26 日となるであろう。また、決議は労働時間削減について W. Gomulka によって強調された考えも承認し、産業安全サービスや医療サービスを改善し、かつ食品販売店やリクリエーション施設とともに、企業の中において保健サービスをさらにより以上に開発する必要をも強調した。また、決議は退職した旧従業員に対するサービス、とくに、食品販売店においてかれらに食物を提供するような活動、およびその他の施設を提供することを、企業に奨励した。

Achievement of the Vth Congress of the Polish United Workers' Party in the Field of Social Security, "Dorobek V. sjazdu polskiej zjednoczonej partii robotniczej w dziedzinie polityki socjalnej", *Praca i zabezpieczenie społeczne*, No. 12, 1968, pp. 1~7; No. 7, '69.